

令和7年度第1回 東京都北区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和7年11月7日（金）午後2時開会
開催場所	北とぴあ 1602会議室（傍聴人定員：20名）
出席委員	事業者団体関係者 堀田 秀一 事業者団体関係者 山本 哲哉 労働者団体関係者 伊藤 好麿 労働者団体関係者 江藤 学 学識経験者（弁護士） 一瀬 太一 ※職務代理者 学識経験者（社会保険労務士） 高木 博之 学識経験者（公契約関係の専門家） 沼田 良 ※会長
次第	1 開会 2 議題 令和8年度労働報酬下限額の設定方法について 3 その他報告事項等 (1) 区内事業者の受注状況の報告について（工事） (2) 連絡事項（報酬支払関係等） 4 閉会
事前送付資料	(1) 次第 (2) 令和7年度東京都北区公契約条例スケジュール (3) 令和8年度労働報酬下限額設定の勘案事項等について (4) 東京都の公共工事設計労務単価推移 (5) 会計年度任用職員（事務補助）の賃金推移について (6) 令和8年度地域別最低賃金全国一覧 (7) 北区周辺の職種別賃金状況 (8) 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 (9) 東京都北区公契約条例適用件数と内訳 (10) 令和7年度労働報酬下限額の設定方法について（答申） (11) 区内事業者の受注業況について（工事） 同封書類：報酬支払関係書類、区長からの諮問書（写し）
席上配布資料	江藤委員作成資料
諮問	令和8年度労働報酬下限額の設定方法について

発言者	議事内容
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>(開会のあいさつ)</p> <p>初めに定足数の確認でございます。</p> <p>北区公契約条例第21条第2項の規定によりまして、「審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」とされております。本日は7名全員が出席いただいているので、定足数に達していることをご報告させていただきます。</p> <p>改めまして委員の皆様には、お忙しい中、本日の審議会にご出席いただきましたこと、御礼申し上げます。</p> <p>なお、本審議会の会議録は、発言者名を含め、北区ホームページ上で公開する予定でございますので、あらかじめご了承ください。また、議事録作成に当たり、会議は録音をさせていただきます。</p> <p>(配布資料の確認)</p>
○沼田会長	<p>それでは今年度の最初の審議会でございますので、委員紹介をさせていただければと存じます。お手元の名簿の順に、着座のままで結構ですので、恐れ入りますが自己紹介をお願いできればと思います。</p> <p>では、沼田会長、よろしくお願ひいたします。</p>
○高木委員	沼田です。よろしくお願ひいたします。
○一瀬委員	高木です。よろしくお願ひいたします。
○山本委員	一瀬です。よろしくお願ひいたします。
○堀田委員	山本です。よろしくお願ひいたします。
○伊藤委員	堀田です。よろしくお願ひいたします。
○江藤委員	伊藤です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮島契約管財課長）	(区側出席者の紹介)
○事務局（小宮山総務部長）	(開会のあいさつ)
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>北区長から審議会への諮問事項でございますが、事前に送付させていただいた諮問文のとおり「令和8年度労働報酬下限額の設定方法について」でございます。</p> <p>それでは議題に入りたいと思いますので、進行は沼田会長、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
○沼田会長	<p>これから審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>議事概要を作成しますので、ご発言の前に必ず名前を言っていただくようお願いいたします。</p> <p>最初に報告ですが、令和7年度の北区の労働報酬下限額は、平均値に近いところに収まりました。今年度もこのように収まればいいと思っているところです。</p> <p>それでは事務局より議題の説明をお願いします。</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	(配布資料に沿って議題の説明)
○沼田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>最初に資料2ですが、今年度の公契約条例関係のスケジュールについてご意見はございますか。</p>
○沼田会長	(異議なし)
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>では、このスケジュールを前提に会議を進行させていただきます。</p> <p>まず事務局にお伺いしますが、このスケジュールを見ると告示が12月と2月になっています。これは間違いないですか。</p>
○沼田会長	<p>はい。令和7年度も工事は今年2月、また委託は昨年の12月に告示をしております。工事と委託を別々に告示している例は多くあります。</p>
○沼田会長	<p>入札前に労働報酬下限額の告示を行うことで、事業者にも適正な積算をしていただくことが可能になると思います。</p> <p>基本的には前年度と同様のスケジュールで行うのがよいと</p>

	<p>思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
○沼田会長	<p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>次に議題について、各委員から意見をお願いいたします。</p>
○江藤委員	<p>資料3についてご質問をしたいと思います。</p> <p>3ページ目の熟練労働者や一人親方以外の北区の労働報酬下限額が軽作業員の70%という点について、去年も質問をしました。この軽作業員というのはどのような作業をするものと考えておられるか、端的にお答えいただければと思います。</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>軽作業員は、現場のほうで各職の専門の職人の方々の補助的作業や手伝いを行っていただく作業ということで認識しております。</p> <p>見習い・手元等は、公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査の対象外という形になりますが、そのため別途このような形で設定をさせていただくことになっております。</p>
○江藤委員	<p>補助的役割ということですが、特にそれで問題はないですか。</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	はい。
○江藤委員	分かりました。ありがとうございます。
○沼田会長	<p>そのほか、よろしいでしょうか。それでは次に進めます。</p> <p>労働報酬下限額は区長に毎年答申をしています。この労働報酬下限額設定の基本的な考え方と枠組みを踏まえて、それに職員給与の勧告を踏まえつつ、さらに企業負担や若年層に重点を置いた今年の勧告を加味して、答申の方向を考えるといでのいかがでしょうか。</p> <p>民間大手の初任給が30万円に迫るような状況になってきているわけですから、30万円から比べると労働報酬下限額はまだ低いという感じはあります。30万円という数字はとてつもない数字だと思います。基本的な考え方はよろしいでしょうか。</p>

	(異議なし)
○沼田会長	<p>では、承認いただけたということにさせていただきます。</p> <p>議題の内容は大半が終わりましたが、まだ時間がございます。その他いかがでしょうか。</p>
○伊藤委員	<p>委託と指定管理の労働報酬下限額は、今年度は1, 368円でした。前年から177円増額となりました。単純に次の労働報酬下限額も177円増額とすると1, 545円となります。これはさすがにどうかと思うので、労働者側の意見としては1, 500円に近いところを望むものであります。</p> <p>例えば、北区の令和7年度会計年度任用職員では保育課・保育園保育補助員というものがございます。保育士の資格ありの状況は1, 554円、資格のない方については1, 472円という募集をかけています。</p> <p>同じように、北区の職員課では事務補助は今1, 368円です。その他の業種についても平均すると大体1, 538円というところになります。そこまでは要望はしませんが、1, 500円が近いのかなと感じております。</p> <p>また、資料3の3ページの近隣自治体の業務委託及び指定管理協定の労働報酬下限額では、北区は平均的範囲に来ているわけですが、来年度に1, 500円という区が増えたとしたら平均も上がります。</p>
○沼田会長	事務局からの答弁は必要ですか。
○伊藤委員	お願いします。
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>今回、引上げの額が1, 500円に近いというお話がございましたが、もし令和6年度、令和7年度と同様の上げ方を採用して特別区人事委員会の給与勧告のⅢ類初任給を踏まえた上げ方をした場合、1, 500円台となり、およそ10%の引上げになります。</p> <p>一方で最低賃金の引上げと差がございますので、例えば最低賃金の引上額をそのまま反映すると1, 440円程度になります。</p> <p>資料3の3ページの表で各区の状況をお示したとおり、も</p>

	<p>う既に1,400円台後半の区は3区ございますので、そういった区が1,500円台になる可能性は当然ございます。他区の状況はまだ不明ですが、北区といたしましても条例の勘案事項としているところを踏まえながらご審議のうえで検討いただくものと考えております。</p>
○沼田会長	<p>よろしいでしょうか。その他ござりますか。</p>
○伊藤委員	<p>委託や指定管理協定で、複数年度契約の案件があるのかを教えてもらえますか。</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>指定管理協定につきましては、基本協定で主に5年、稀に3年などもありますが、複数年度の協定を結んでおり、単年度でそれぞれ年度協定を結んでいるという考え方でございます。</p> <p>委託につきましては、基本的には原則、単年度の契約というのがほとんどですが、複数年度があるものといたしましては、債務負担契約と長期継続契約というのがございます。債務負担契約については、工事監理業務委託や計画策定の支援業務委託など終期が決まっているもので、あらかじめ議会で債務負担をとつて契約するものがあります。長期継続契約の件数は少ないですが、機械警備の委託などの案件がございます。</p>
○伊藤委員	<p>その場合、もし単年契約だったら今回のように決まった労働報酬下限額があると思うのですが、複数年契約では労働報酬下限額の更新はどのように行っていますか。</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>最初の段階で、いつまでという形の契約になりますので、積算の中では契約する期間を踏まえた見積りになっているものと認識はしております。</p>
○伊藤委員	<p>仮に来年の新しい給与が出てきた場合、その金額を適用することによろしいですか。</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>契約自体は最初に締結した金額ですが、その中では最低賃金の状況等も見込んだ額となっていると思います。しかし、例えば、予想を上回るような何らかの事情があって、契約の変更をする必要があるといった場合には、事業者のほうから協議の依頼をいただけた時に協議をする、といった考え方になるかと思</p>

	います。
○伊藤委員	ありがとうございます。
○沼田会長	そのほか、ございますか。
○江藤委員	<p>資料を作成してきましたのでご覧ください。この1年で建設業界も変わってきた点を端的にご説明いたします。</p> <p>近年の建設業界では、中小企業を含む倒産が増加している状況にあります。原因としては、作業員の不足、若年層の入職が進まないこと、さらには技術の継承が行われていない点が挙げられます。特に、人手不足のため受注を担うことが困難となり、倒産に至る企業が存在している状況は、業界全体にとって大変厳しい事態です。</p> <p>また有効求人倍率ですが、建設業ではハローワークで求人を出しても全く応募は来ない状況で、特に技能者に対しては皆無であるというデータが既に出ております。</p> <p>国、自治体を含めて、私たち建設組合や関係団体が建設業を守るために動いている状況を踏まえた上で提案していきたいところがあります。</p> <p>まず未熟練の工賃の話ですが、未熟練については軽作業員の70%の金額で算定されているかと思います。この軽作業員について、先ほど事務局では補佐をするものとおっしゃっていました。軽作業員の内容が、各職の職人を補佐するものであるならば、未熟練の人たちも80%以上、もしくは100%の賃金を支払うべきではないかと考えます。</p> <p>また、今国土交通省はキャリアアップシステムを推進していますが、北区の公共工事ではなかなかまだ設置されていないところです。建退共もシステムの中に入ってくることになりましたので、ぜひこのキャリアアップシステムの推進を新たにお願いしたいというところです。北区の公契約対象案件の工事に従事しても、それが自分の経験にならないということがないようにお願いしたいです。</p> <p>最後に、公契約条例の実効性なのですが、私が実施した調査では、北区立堀船中学校新築工事において、昨年度は従事者の9割が公契約条例を知らないとの回答がございました。本年度は5割が同条例について認識しているとの結果が示されました。この点については、事務局の努力であると思います。</p>

	<p>一方で、資料にもございますが、現場労働者が受け取っている賃金はやはり設計労務単価の 90 %には到底届かず、1 万円以上の差額が生じています。これが現状です。公契約条例の実効性が保たれているかどうかは疑問が残ります。</p> <p>また、豊川小学校と西ヶ原小学校での工事にお邪魔し、社員と思われる方に対して公契約条例についてのアンケートを実施したいと聞くと、公契約条例とは何か？という回答が返ってきたことがあります。条例の認識が不足している状態が確認されました。元請事業者としての姿勢をしっかりと正していただき、公契約条例については社員の方が必ず回答できることが当然であると思います。そうでなければ下請けの職人さんにも通じません。</p> <p>これらを鑑みて、ぜひ事務局でも実際現場に足を運び調査をお願いしたいと思います。公契約条例が始まっていますので、状況をしっかりと把握する必要があると思います。区議会議員の方からもこういった資料を求められているところでありますので、動いていただければと思います。</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>まず未熟練のところですが、こちらはこれまで審議会の中でもいくつかご意見をいただきしております、他区でも一部の区でこの考え方の議論があるというところは承知をしております。ただ、今のところは多くの区が軽作業員の単価の 70 %で設定しているというところですので、引き続き他区の状況なども調査したうえで検討させていただければと思っております。</p> <p>次に、建設キャリアアップシステムの活用ですが、確かに公共工事における取組について国からも要請がございまして、活用の促進といった考え方をおっしゃるとおりかと思います。区でどう対応すべきかという点はございますが、例えば総合評価方式の中で加点をするといった取組をしている区もありますので、様々な取組を参考にさせていただいて、今後考えていければと思います。</p> <p>また、公契約条例の実効性のところですが、特定公契約の対象であるということは、ただいま区から受注者のほうに周知を図りまして、受注者から特定受注関係者や特定労働者の方に周知をいただくという方式が条例の趣旨となっているところで、区から受注者に改めて周知をすることや、分かりやす</p>

	<p>くしていくことが大切と捉えています。労働報酬下限額の計算の仕方も難しいところがありますので、分かりやすい周知を引き続き考えていきたいと思っております。</p>
○江藤委員	<p>答弁いただきありがとうございます。前向きにご検討いただけるということで承知しました。</p> <p>周知に関連して、例えば、私が伺った際にはポスター掲示等がなかった現場もあります。ポスター掲示やQRコードをつけた通知カード等を労働者に渡したり、ホームページにただ載せるだけの一方通行だけではない周知方法も検討していただきたいと思います。</p> <p>今回の調査では5割ぐらいの人が公契約条例の制度を知っているということなので、一定程度の評価はできると思います。ただ、制度を知らない企業があり、それを労働者に伝えようとしていない企業があるという点はご認識いただいて、それらへのフォローアップをしていただければと思います。</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>ありがとうございます。今、江藤委員がおっしゃっていただいた受注者が労働者に配布する通知カードのような様式は、北区でも作成をしており、ホームページに様式があり、QRコード等も付属するものとなっております。そのコードを読んでいただくと公契約条例の手引き等もご覧いただけます。そういうものをしっかりと事業者の方に活用していただいて、労働者の手元に届けていただくといった取組は引き続き必要だと思っております。</p> <p>5割ぐらいの周知率というお話がありましたので、契約のタイミングで直接ご案内をお渡しする機会もございますので、しっかりと周知を図れるよう引き続き取り組んでいきたいと思っています。</p>
○沼田会長	<p>そのほか、いかがですか。</p> <p>3年後、5年後の中期展望で、この労働報酬下限額の推移であるとか、入札不調が最近続く中での今後の見通し等を一言ずつ伺いたいなと思います。一瀬委員からお願ひします。</p>
○一瀬委員	<p>現状、物価高との関係が言われていますが、区のほうでしっかりと対応をしていく姿勢を示すことが非常に重要な要素だと思っております。業界全般として、なかなか人員確保が難し</p>

	<p>いというのは、社会全体のバランス、発展の停滞に繋がりかねないということで、非常に危惧されるところです。行政が主体となり、旗印になっていくというのは重要な役割だと感じております。</p>
○沼田会長	ありがとうございます。伊藤委員お願いします。
○伊藤委員	<p>先ほど委託や指定管理で1,500円といった具体的な金額を述べましたが、ずっと上がり続けるような状態はあまり好ましくないと思います。それを解消するためには、労働報酬下限額は職種ごとに分けて設定した方がよいのではと思います。来年度以降はそれを考えるべきだと思います。</p>
○沼田会長	ありがとうございます。江藤委員お願いします。
○江藤委員	<p>先ほど入札の不調のお話がありましたが、地場ゼネコンや地場の会社、北区にある会社が請けられるような設計が必要だと思います。</p> <p>都の北学園のような素晴らしいものを作れる力が、北区の地場ゼネコンにあるという点を生かしていくことも必要かと思います。担い手3法が改正されましたが、そういった中で適正な工期も含めて、請ける側がどれだけできるかどうかということが大切なのはと思います。</p> <p>また、今後北区では新庁舎の建設等を含めていろいろなものが変わっていくと思っています。JVという考え方は一つ必要ではという点もありますし、広く入札を広げるというのもあるかと思います。ただ、やはり業務にあたるのは私たち職人なので、職人をどう確保できるかを業界全体で考える必要があるというのが今の切な私の思いです。</p>
○沼田会長	ありがとうございます。山本委員お願いします。
○山本委員	<p>私ども、指定管理をやらせていただいているので、その観点からお話をさせていただきます。冒頭に委員長がいいところに収まったとおっしゃったのですが、15%に近い上げ幅ですので、私は正直言って、平均よりかなり上に行くだろうなと思っておりました。蓋を開けてみれば平均的な値でした。今年から公園の指定管理が大幅に広がりましたが、最低賃金より100</p>

	<p>円以上高いレベルですので、この労働報酬下限額で人を集めるには大変苦労しました。</p> <p>先ほど伊藤委員から職種別の労働報酬下限額というお話をいただきましたが、公園の管理では手足で動いてくださる方をこの金額で募集します。管理的な立場の方や複数の公園を見ていただくような方は、当然これより高いレベルで求人をします。結果的にはある程度の段階を踏んで求人をしますが、それでも人集めにはかなり苦労をしました。</p> <p>ある程度の報酬額を示さないとした仕事に来ていただけない状況になっていると考えれば、労働報酬下限額がある程度上昇するのは仕方ないと思います。一方で、そのために契約金額が硬直化してしまうと、結果的には配置人数を減少させなければならない等になりかねません。それは公共サービスを充実させるという公契約条例の目的とも全く反する話です。我々としては、区に対して契約金額の見直しの協議に応じてもらうほかないと思います。</p> <p>先ほどの建設の軽作業員のお話と同様だと思いますが、割と簡単な仕事ほど人が集まらなくなっています。そこを一定水準にせざるを得なくなっていると、仕事している側としては感じます。</p>
○沼田会長	ありがとうございます。堀田委員お願いします。
○堀田委員	<p>工事の話になりますが、元請の仕事は主に管理です。ほとんどが色々なところに下請発注します。建築の場合は特にそうです。元請に条例の徹底を求めて、下請や孫請にどんどん発注をするという構造を考えると、賃金の把握や指導というのはなかなか行きにくいのが現状です。先ほどご発言があった調査等を行うのでれば、発注者から通知徹底せよと教育をしていただくのが第一だと思います。</p> <p>また、人不足という点ですが、職人不足ではなく仕事が多すぎる、発注し過ぎなのだと思います。工期も長く、トータルで3～4年かかる工事もございます。そうするとやり手がおりません。民間多くの工事発注を出します。北区で大きい工事の仕事が出るという話をしても、1年先まで仕事が決まっているという状況です。不調が多いと言う話もありますが、これは職人不足ではなく民間発注も含めて建設業界に仕事が過ぎているというのが実態です。賃金を上げるなというわけでは</p>

	<p> 없습니다が、賃金が増えても落札率は改善されないと思います。</p> <p>発注数は減らすのではなく、平準化する必要があると思います。地元業者も数が決まっているのだから、大型物件を年に何本も出すことはないのです。リノベーション工事の入札などが多く発注されますが、もっと長いスパンで5、6年かけて発注すれば、受注する会社は出てくると思います。現状ではやり手がないのは仕方ないことです。</p>
○沼田会長	ありがとうございます。最後、高木委員お願いします。
○高木委員	<p>皆様の現場の声を聞かせていただき、ありがとうございます。</p> <p>恐らく東京都の最低賃金も、3～5年で1,500円近くになるか、越えるかというラインまで来るとは思います。その時には、やはりこの公契約条例の最低ラインが上がっていく形にはなるとは思います。さきほど伊藤委員が述べたように、やはりもっと細分化して労働報酬下限額を決めないといけないのではないかと去年も思いました。職種ごとにもっと細分化して、労働報酬下限額を決めたほうがいいのではないかと思います。</p>
○沼田会長	<p>皆さんありがとうございます。</p> <p>私も最近思ったことがあります、財政を考えることがあります。財政というのは歳入と歳出のバランスを取ることですが、歳入で言えば最近微妙に料金、公共料金が値上がりしています。これは理由があって上がっています。物価高騰で出が増えており、自治体は事業体ですから、歳入と歳出のバランスを取るために、外部からあまり見えないような公共料金の微妙な値上げ等によりしのぎうとしているように見えます。このままいけば、将来的にはきっと増税になると思います。</p> <p>最近、公共施設のメンテナンスについて調査しております、歳出でいうと公共施設の建設は公共施設の費用の全体の3割ぐらいで、7割はメンテナンスです。だからメンテナンスにものすごくお金がかかる。発注して作ったのはいいけれどメンテナンスに手が回らないという状況です。埼玉県での道路陥没もまさにメンテナンス不足ですが、2012年の笛子トンネルの崩落事故以来、5年に1回全国的に点検を見直すということになりました。その見直しで緊急措置段階と判定された橋が</p>

	<p>1, 283件、トンネルは80件なのです。これも今のところ手が付いていません。</p> <p>災害の被災者治療に優先順位をつけるトリアージの考え方、橋やトンネルのメンテナンスにも適用されています。優先順位をつけてメンテナンスをし、最小限のメンテナンスをしてできるだけ長持ちさせ、最後は廃止をすることになる。その廃止まで見込んだのがこの橋梁トリアージなのです。</p> <p>財政でいうと、橋の廃止というのは、人間の生活の基本が奪われるわけですから、トリアージという視点で見ているということがちょっと衝撃ではあります。この歳出について、トリアージの視点では見ないほうがいいのではないかと思います。</p> <p>この労働報酬下限額の問題もトリアージの視点では見ないで、どうやって増税を避けながら歳入と歳出のバランスを取っていくのかという点があり、そこにやはり知恵を使う必要があると思います。最近、調査をしていると公共施設のメンテナンスはものすごく大きな問題だと思いましたので、皆さんのお話は身に染みました。</p> <p>では、審議はこれで終わりということで、次に事務局から報告事項をお願いします。</p> <p>○事務局（宮島契約管財課長）</p> <p>では報告事項（1）、区内事業者の受注状況についてのご報告をさせていただきます。恐れ入りますが、資料11をご覧いただけますでしょうか。</p> <p>先ほども区内地場企業のお話がございましたが、北区の公契約条例では、基本方針の一つとして「区内の事業者の受注の機会を確保し、その育成を図ること」と定めております。「東京都北区工事等指名業者選定基準」では、区内本店事業者、準区内事業者、区内支店事業者、この順に優先して指名できることを明確化しております。今回こちらの資料では、北区の工事案件の入札状況の現状を確認していただきたいと思います。</p> <p>5年分のデータをお示ししておりますが、令和6年度は区内本店事業者の割合が若干低下して71.4%となり、7割程度が区内事業者の受注という状況となっております。この原因ですが、令和6年度の案件の中で区外事業者に発注している案件は、エレベーター工事・大規模な設計・測量調査などであり、これらは区内には受注可能な事業者がいない案件を区外に対して発注をしているもので、件数は横ばいという状況でございました。一方で全体の件数としては、令和6年度は210件で、</p>
--	---

	<p>前年度の245件から全体が減少したことから、区内本店事業者の受注が割合として減少した形となります。基本的には区内事業者が受注可能なものは区内事業者に対して発注をしているという考え方でございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
○沼田会長	<p>質問、意見ありますか。その他、何かございますか。</p> <p>(なし)</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>では、事務局から連絡事項をお伝えいたします。</p> <p>(事務局より連絡事項)</p>
○事務局（宮島契約管財課長）	<p>それでは、以上をもちまして令和7年度第1回北区公契約審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p>